

広島県中学校教育研究会 総合的な学習の時間 部会会則

(名 称)

第1条 本会は、広島県中学校教育研究会 総合的な学習の時間 部会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って、自主的・創造的な教育研究活動を行い、本県中学校の総合的な学習の時間の充実を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果の刊行物出版
- (4) その他本会の目的達成のための事業及び関係機関との連絡調整

(事務局)

第4条 本会の事務局は、部会長が指定する中学校に置く。

(構 成)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内中学校教職員をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

部会長	1名	副部会長	2名
理 事	若干名	監 査	2名
事務局長	1名	事務局次長	1名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は、次の通りとする。

- (1) 部会長、副部会長は、理事会において、校長の職にある理事から選任する。
- (2) 理事は、各ブロック毎に互選され、原則、各1名の校長、教諭をもってこれにあてる。
- (3) 監査は、理事会において、理事から選任する。
- (4) 事務局長、事務局次長は、部会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 部長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時、または部長が欠けた時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、本会の事業、その他の運営について審議する等の会務に参画する。
- (4) 監査は、会計を監査する。
- (5) 事務局長、事務局次長は、本会の運営事務並びに会計事務を行う。

(会 議)

第10条 部長は、本会の運営について協議が必要な場合は、部長・副部長・事務局長・事務局次長で構成する本部役員会、または全ての役員で構成する理事会を招集する。

(会 計)

第11条 本会の経費は、会費、補助金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第13条 本会の会則変更は、理事会の過半数の同意を得て決定し、広島県教育委員会の承認を得るものとする。

(運営細則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、部長がこれを定める。

付則

- 1 本会則は、平成15年11月13日から実施する。
- 2 本会則は、平成17年7月1日一部改正する。
- 3 本会則は、平成23年9月8日一部改正する。
- 4 本会則は、平成30年2月28日一部改正する。
- 5 本会則は、令和3年10月4日一部改正する。

第14条から

- ※ 1 研究大会を実施するブロックから副部長を1名出すことができる。
- ※ 2 研究大会を実施するブロックから会計を1名出すことができる。